

令和7年度 契約潮干狩場の利用方法等について

春季におけるレクリエーション施設として、下記の潮干狩施設と利用契約を結びましたのでご案内いたします。

1. 契約施設名称・利用者負担金

契 約 施 設	契約料金（利用者負担）	
東幡豆海岸潮干狩場 所在地：東幡豆漁業協同組合 西尾市東幡豆町小見行田20-3 電 話：0563-62-2068 利用期間：令和7年4月1日～6月30日	大人（小学生以上）	700円 ※小学生未満でも 入漁袋が必要な 場合は料金必要
西幡豆鳥羽海岸潮干狩場 所在地：幡豆漁業協同組合 西尾市鳥羽町十三新田1-117 電 話：0563-62-2176 利用期間：令和7年4月1日～6月30日	大人（小学生以上）	900円 ※小学生未満でも 入漁袋が必要な 場合は料金必要

【注意事項】

1. 利用券については、機関誌「わが友春号」（令和7年3月28日発行予定）から切り取ってご使用下さい。1回の利用に際し1人1枚必要です。
2. ご利用の際には「利用券」の大人・小人のいずれかに必ず○印を付け、事業所名・保険証の記号番号・氏名を記入しご使用下さい。
（当組合加入者以外の利用券使用不可）
3. 受付窓口へは、必要事項を記入した「利用券」と該当する契約料金(利用者負担金)を添え提出して下さい。利用者負担金が0円であっても、「利用券」の提出が必要です。
4. 感染症予防並びに施設の安全管理上、利用期間・時間等の変更または利用が制限される場合があります。各施設とも休業日、営業時間をご確認のうえお出かけ下さい。
5. 各施設が指定した場所で利用上の注意事項を守り、安全に利用して下さい。